

宇都宮市企業立地等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宇都宮市企業立地等支援補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、対象とする事業の用に供する建物の取得及びそれに付随する投資に係る費用の一部を助成することにより、企業の誘致及び域内再配置や既存企業の維持・発展を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、市内で建物を新設又は移設、増設、建替等により取得して事業を営む者又は営もうとする者で、市税を滞納していない者とし、土地の取得又は賃貸借がある場合は建物の建築着手又は改修工事の着手前、土地の取得を伴わない場合は建物の建築着手前（建替に伴う建物の解体及び撤去、処分に必要な費用について補助金の交付を受けようとする場合はそれに伴う解体工事の着手前）であることとする。

(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、対象地域、対象業種等、補助額及び交付要件は、別表のとおりとする。

- 2 別表に掲げる補助金の種類のそれぞれに該当する場合の補助額は、それぞれの合計金額とし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助額の算定に当たり、事業の用に直接供さない土地、建物、設備については除算するものとする。
- 3 前項の補助額の算定に当たっては、補助額の算定において対象となる土地、建物、設備の取得に必要な費用（建替に伴う建物の解体及び撤去、処分に必要な費用を含む）のうち、消費税及び地方消費税を除くものとする。

(事前届出書の届出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、土地の取得又は賃貸借があった日から6月以内かつ建物の建築着手又は改修工事の着手前に、土地の取得を伴わない場合は建物の建築着手前（建替に伴う建物の解体及び撤去、処分に必要な費用について補助金の交付を受けようとする場合はそれに伴う解体工事の着手前）に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に係る事前届出書を市長に届け出なければならない。ただし、6月以内に届け出ができない特別な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 土地売買等契約書の写し（土地の取得または賃貸借があった場合に限る。）
- (3) 会社・法人登記事項証明書及び定款の写し（個人事業者の場合は営業証明書）
- (4) 届出者の概要を明らかにする書類及び工場等の概要を明らかにする書類
- (5) 宇都宮市リーディング企業の認定通知書の写し（宇都宮市リーディング企業に限る。）
- (6) その他市長が必要があると認める書類

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の11月30日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 土地売買等契約書の写し（土地の取得又は賃貸借があった場合に限る。）
- (3) 土地の登記事項証明書（土地の取得があった場合に限る。）
- (4) 土地の公図又は地積測量図（土地の取得又は賃貸借があった場合に限る。）
- (5) 建物の登記事項証明書
- (6) 事業所の位置図、平面図及び立面図
- (7) 工事請負契約書、機械設備の売買契約書及びその支払領収書等の写し
- (8) 会社・法人登記事項証明書（個人事業者の場合は営業証明書）
- (9) 申請者の概要を明らかにする書類及び工場等の概要を明らかにする書類
- (10) 宇都宮市リーディング企業の認定通知書の写し（宇都宮市リーディング企業に限る。）
- (11) 太陽光発電設備導入状況報告書（太陽光発電設備を導入した場合に限る。）
- (12) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定の取消し等)

第7条 補助金の交付を受けた者が別表交付条件の欄第2項に規定する条件に違反したと認め、補助金の交付の決定を取り消した場合の補助金の返還額は、補助金の交付の決定を受けた日から、操業を中止し、又は廃止した日までの期間の年数に応じて、補助金の交付の決定をした額を10で除して得た金額に、操業期間が10年に満たない期間の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。）を乗じた金額とする。ただし、補助の対象となった固定資産に係る耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表で掲げる耐用年数をいう。以下同じ。）が10年未満である場合には、その固定資産に対して補助金の交付の決定をした額を耐用年数で除した金額に、操業期間がその耐用年数に満たない期間の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。）を乗じた金額とする。

(財産処分の制限等)

第8条 補助金の交付を受けた者が別表交付条件の欄第2項に規定する条件の期間内に、補助の対象となった固定資産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表交付条件の欄第2項に規定する条件の期間（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとする補助の対象となった固定資産の耐用年数が10年未満である場合には、その耐用年数期間）を経過した場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該申請に係る財産処分を承認し、補助金の交付を受けた者に対して財産処分承認書を送付するものとする。

3 市長は、前項の承認をした場合において、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。この場合における補助金の返還額の算出については、第7条の規定を準用する。

(雇用確保の責務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、常用雇用者の維持、及び確保に努めなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

制定文

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

改正文

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

改正文

この要綱は、令和5年10月1日から適用する。

改正文

この要綱は、令和7年度分から適用する。

別表（第4条及び第8条関係）

補助金の種類	対象地域	対象業種等	補助額	交付条件
1 基本部分	1 宇都宮工業団地 2 瑞穂野工業団地 3 清原工業団地 4 インターパーク 宇都宮南 5 宇都宮テクノポ リスセンター地区 6 河内工業団地 7 白沢工業団地 8 工業専用地域 9 工業地域 10 準工業地域 11 産業団地型地 区計画の区域内 ただし、宇都宮市リー ディング企業を除く。	1 製造業 2 特定サービス事業 3 物流関連産業 4 完全人工光型の植 物工場を営むもの 5 木質バイオマス又 は天然ガス等を燃料 とする発電所を営む 電気・ガス・熱供給業	以下1から3の費用の 総額に5%を乗じて得 た額以内とし、3億円を 限度額とする(算出した 補助額に1千円未満の 端数があったときには、 これを切り捨てるもの とする。) 1 土地の取得費 2 新設又は移設、増 設、建替等をした建物 の建設・取得費用(建 替に伴う解体及び撤 去、処分に必要な費用 を含む。) 3 設備の取得費用	1 土地を取得し、 又は賃貸借して から5年以内に 操業を開始する こと。 2 補助金の交付 の決定日から 10年以上操業 すること。 3 新規地元雇用 者を1名以上雇 用すること。た だし、大企業で大規 模上乘せ部分を 適用する場合は 5名以上雇用す ること。
2 大規模上 乗せ部分	基本部分の対象地域	モビリティ産業 情報通信産業 半導体関連産業 蓄電池産業	以下1から3の費用の 総額に5%を乗じて得 た額以内とし、7億円を 限度額とする(算出した 補助額に1千円未満の 端数があったときには、 これを切り捨てるもの とする。) 1 土地の取得費 2 新設又は移設、増 設、建替等をした建物 の建設・取得費用(建 替に伴う解体及び撤 去、処分に必要な費用 を含む。) 3 設備の取得費用	

備考

- 1 宇都宮市リーディング企業 宇都宮市リーディング企業支援事業に基づいて認定を受けた企業をいう。
- 2 産業団地型地区計画 宇都宮市地区計画等の案の作成に関する条例施行規則（平成16年規則第41号）第3条第3項第2号に規定する申出対象区域の地区計画をいう。
- 3 対象業種等 新設又は移設、増設、建替した事業所において実際に事業者が営む事業の業種等をいう。
- 4 製造業 日本標準産業分類大分類E製造業をいう。
- 5 特定サービス事業 7011総合リース業、702産業用機械器具賃貸業、703事務用機械器具賃貸業、90機械等修理業、391ソフトウェア業、3921情報処理サービス業、3922情報提供サービス業、731広告業、9291ディスプレイ業、9292産業用設備洗浄業、7442非破壊検査業、726デザイン業、7281経営コンサルタント業、743機械設計業、749等エンジニアリング業又は711自然科学研究所に属する事業をいう。
- 6 物流関連産業 日本標準産業分類中分類のうち、44道路貨物運送業、47倉庫業、50各種商品卸売業、51繊維・衣服等卸売業、52飲食品卸売業、53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54機械器具卸売業又は55その他の卸売業若しくは日本標準産業分類小分類484こん包業をいう。
- 7 完全人工光型の植物工場 建物内で植物の生育環境（光、温度、二酸化炭素、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、閉鎖環境で太陽光を使わずに、高度な環境制御と生育予測を行うことで野菜等の植物の周作・計画生産が可能となる栽培施設をいう。
- 8 木質バイオマス 電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に規定するバイオマスのうち、木竹に由来するものをいう（輸入されたものを除く。）。
- 9 天然ガス等 天然ガス、液化天然ガス又は天然ガス若しくは液化天然ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする。）とするガスで、炭素換算係数が天然ガスの炭素換算係数に1.10を乗じた値に満たないガスをいう。
- 10 発電所 発動機、原動機その他の機械器具を施設して電気を発生させる所（燃料の保管場所、事務所その他これらと併せて設置する建物を含む。）をいう。
- 11 電気・ガス・熱供給業 日本標準産業分類中分類のうち、33電気業、34ガス業又は35熱供給業をいう。
- 12 モビリティ産業 自動車関連産業、航空宇宙関連産業又はLRT関連産業をいう。
- 13 半導体関連産業 半導体（先端ロジック半導体、メモリ半導体、パワー半導体、マイコン、アナログ）、半導体製造装置又は半導体部素材を主として製造するものをいう。
- 14 蓄電池産業 蓄電池又は蓄電池部素材を主として製造するものをいう。
- 15 新設 本市内に事業所を有しない事業者が、本市内に新たに事業所を設置することをいう。

- 1 6 移設 本市内に事業所を有する事業者が、当該事業所の全部若しくは一部を本市内の対象地域内に移転することをいう。
- 1 7 増設 本市内に事業所を有する事業者が、対象地域内に新たに事業所を設置又は既存の建物を建て増しすることをいう。
- 1 8 建替 本市内に事業所を有する事業者が、当該事業所内の既存の建物の全部若しくは一部を取壊し、又は取壊予定において、新たな建物を建てることをいう。
- 1 9 建物 以下の建物のうち、新築から10年を経過していないものをいう。
- (1) 対象業種の事業の用に直接供する建物及び建物付属設備（製造業における生産施設、物流関連産業における物流施設等をいう。）
- (2) (1)の管理部門の事務所のうち、床面積が(1)を超えない部分
- 2 0 設備 生産、研究、開発又はデザインの用に供する機械設備の購入に要する経費であり、当該経費のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産で、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの、取得価格300万円未満のもの及び送電線及び熱導管を除く。）をいう。
- 2 1 新規地元雇用者 新設又は移設、増築、建替に伴って事業者が、第5条の規定による補助金の事前届出を行う日から交付申請を行う日までに当該建物で勤務することを前提として採用した常用雇用者（パート等を除く）のうち、市内に住所を有し、勤務する者をいう。なお、当該建物で勤務するため、市外から市内に住所を移転した常用雇用者（パート等を除く）としての転入雇用者を含むものとする。
- 2 2 大企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する「中小企業者」の範囲を超える企業をいう。